

○久城委員長

それでは、ただいまから防災地域建設委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり、地域振興部、土木部、企業局、防災部の順で所管事項の審査及び調査を行います。

なお、本日中に終了しない場合は、15日月曜日に引き続き未了分を行います。今日中に終わりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これより地域振興部所管事項について、審査及び調査を行います。

はじめに、地域振興部長の挨拶を受けます。

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

おはようございます。久城委員長、野津副委員長はじめ、委員の皆様方には、平素より地域振興部所管の事項などにつきまして格別の御支援、御指導を賜っており、誠にありがとうございます。

冒頭、私のほうからしまね海洋館アクアスの関係で1点申し上げさせていただきます。アクアスにおきましては、昨年誕生いたしました2頭の白イルカの赤ちゃんが、その後も順調に成長を続けているところでございます。現在、その名前を公募中でありまして、来年1月、年明けにはアクアスにおいて命名式を行う予定といたしております。

また、アクアスにおけます今年9月まで、上半期の入館者数につきましては約25万8,000人ということになっておりまして、昨年同時期と比較いたしますと約1万1,000人の増加となっております。また、コロナ禍前となりますが、令和元年、これはまた、さらにもう少し入館者数が多かったところでございますけれども、それも上回る入館者数になっているところでございます。

アクアスにおきましては、今後も新たな企画といたしまして、萩・石見空港利用者に限定した館内バックヤードツアーでございますとか、夜の貸切水族館と称して、石見神楽とのコラボイベントなども実施する予定といたしております。引き続きこうした取組を通じて、県内外からより多くのお客様にお越しいただけるよう努めてまいります。

本日は、条例案1件、報告事項3件について御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○久城委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました地域振興部に関わる議案は、条例案1件です。

それでは、条例案の審査を行います。

第152号議案について、執行部から説明をお願いします。

新田市町村課長。

○新田市町村課長

それでは、1ページをお願いいたします。第152号議案、住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

はじめに、住民基本台帳の現行制度について御説明させていただきます。資料の下の参考のとおり、市町村が保有する本人確認情報については、住民基本台帳ネットワークで県や国と連携しており、本人確認情報を利用できる事務や提供できる執行機関は、住民基本

台帳法や省令のほか、法令に定めのない事務は住民基本台帳法施行条例により定められております。

これを踏まえまして今回の改正についてですが、1、提案理由のとおり、省令が改正されたことに伴いまして、条例で定めている住民基本台帳ネットワークシステムを用いた本人確認情報の利用、または提供に係る事務のうち当該省令で新たに規定された事務を削除するものです。

具体的には、2、改正の内容に記載のとおり、(1)の知事が本人確認情報等を利用できる事務については、ア、遊漁船業者の登録等に関する事務、イ、採石業者の登録等に関する事務、ウ、砂利採取業者の登録等に関する事務、(2)の知事が監査委員に提供できる事務については、住民監査請求に関する事務が省令で規定されたことから、条例で定める事務としては削除するものです。

3、施行期日ですが、公布の日から施行することとしております。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありました。質疑等がございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第152号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

異議なしと認めます。よって、第152号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

青木しまね暮らし推進課長。

○青木しまね暮らし推進課長

それでは、しまね暮らし推進課から、令和7年度Uターン・Iターン者の状況（中間報告）について御報告いたします。2ページのほうをよろしく願いいたします。

まず、UIターンの近年の状況でございますが、1の(1)のとおり、令和元年度以降、青色のUターンのほうは減少傾向、黄色のIターンのほうは増加傾向にあるところでございます。これらを踏まえまして、令和7年度の上期、4月から9月の間におけるUIターン者数についてですが、(2)の表のとおり計1,621人で、昨年度上期と比べ37人の減となっております。特に、日本人におけるUターンの減が38人と大きくなっているところでございます。

また、(3)になりますが、これを月別で見ると、表のとおり4月の特に日本人の減が110人の減と大きくなっているところでございます。特に減少が大きいUターンにつきまして中身を見ていきますと、まず、Uターンの形態を単身と世帯別で件数を比較しますと、全体の件数は大きく変化してございません。ただ、単身の件数は増加している

のに対し、世帯の件数は大きく減少しております。このため、人数換算とすると減少数は大きくなっているところでございます。また、年代別で見ますと、30から39歳の30代の減少、それに伴う帯同者と推測される10歳未満も減少しているところでございます。なお、理由別ですが、転勤、就職、転職、転業など、仕事に関するものが多くを占めているところでございます。

以上のことから、上半期全体の状況としましては、Uターンのトレンドが急激に変化したというよりは、転勤、転職など仕事に関連する3月と4月の間における人の動きが大きく影響していることが伺えるところでございます。

次に、3ページに移っていただきまして、2の上半期におけるUIターン施策の状況でございます。（1）の無料職業紹介事業につきましては、上期におけるしまね登録者数、求職者登録数は多少減となりましたが、就職決定者数については20人の増となっております。また、一次産業を中心とした産業体験者数の認定者数は7人の増、（3）に掲載しております移住定住関連の各種イベントにつきましても、記載のとおり、去年同期と比べ参加者等は着実に増えており、島根への移住定住に対する関心の高まりを示す状況も見受けられるところでございます。

以上が上半期におけるUIターンと主要施策の状況でございますが、上半期につきまして、UIターン者数につきましては減少したものの、先ほど申し上げましたとおり、各施策の取組においては島根への移住定住に関する関心の高まりも感じているところでございます。

来年の2月には東京会場におきまして、しまね企業EXPOの開催も予定しております。下期におきましては、島根に関心を持っていただいている方々を一人でも多く、移住定住につなげていくよう取り組んでまいります。

私からの報告は以上でございます。

○久城委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

資料4ページをお願いします。私からは、隠岐航路人材確保対策計画の策定について御説明いたします。

今年8月1日に隠岐広域連合と隠岐汽船との間で締結されました人材確保に関する確認書に基づきまして、人材の確保、定着支援を計画的に進めていくため、隠岐航路人材確保対策計画が策定されました。1ポツの計画の概要ですが、計画期間は令和7年度から9年度までの3年間で、隠岐4町村や、県、隠岐汽船が構成員となっております隠岐航路振興協議会が策定主体となっております。

計画の主な取組としましては、まず、採用活動の強化では、隠岐汽船に対する専門家による伴走支援の実施、全国の海上技術学校などと、船員教育機関を対象としました隠岐汽船役員及び隠岐4町村長によるトップセールスの実施、島外からの求職者向けに採用活動時の交通費や宿泊費の支援を行うこととされています。

また、待遇の改善では、新たに採用した船員に対する就職給付金の支給、資格取得を目指す船員を対象として、資格取得に要する経費の補助や船員宿舍の確保を行うこと。

職場環境の改善では、船員の定着に向けたハラスメント窓口の設置や定期的な面談の実

施のほか、発券窓口等のシステム化を推進することとされております。

こうした取組を進めることで、3ポツの達成目標としまして、減便の解消に必要な船員数97人を令和8年度中に確保することとされております。

県としましても、計画の着実な実施に向けまして、引き続き必要な助言等を行うほか、船員教育機関へのトップセールスに県も同行するなど、地元と一体となって船員の確保に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○久城委員長

嶋田交通対策課管理監。

○嶋田交通対策課管理監

資料5ページをお願いします。私からは、第2期三江線沿線地域公共交通計画の策定について御説明いたします。

まず、1ポツの経緯等についてです。旧三江線の代替交通を確保するため、平成29年度に三江線沿線地域公共交通計画が策定されましたが、本年度末をもって終了することから、第2期三江線沿線地域公共交通計画を策定することとしております。

この第2期計画については、沿線自治体や交通事業者等で構成する三江線沿線地域公共交通活性化協議会におきまして、検討、協議を進めており、先月、素案が承認されたところとございまして、別冊とさせていただきます。

次に、その第2期計画素案の概要について説明いたします。2ポツを御覧ください。

(1) 計画の区域は、江津市、川本町、美郷町、邑南町、三次市、安芸高田市のうちの三江線沿線地域、(2) 計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間、(3) 策定主体は、先ほど申し上げた6市町と島根県、広島県です。(4) 計画の基本方針は3点でございます。三江線沿線地域における公共交通ネットワークの充実、誰もが安心して利用できる持続可能な公共交通の提供、地域住民に支えられ、魅力ある地域づくりをサポートする公共交通、(5) 主な事業内容でございますが、具体例としては、乗換えアプリを活用した利便性の高い運行情報の提供、公立邑智病院へ通院するための新たなルートの検討、近隣高校の登下校に合わせたダイヤの編成などがございます。

最後に、3ポツの今後のスケジュールについてでございます。本日以降、パブリックコメントを経て、2月に協議会で最終案を審議後、改めて最終案を報告させていただく予定でございます。そして、3月中に国土交通大臣へ計画を送付させていただきます。

私からの説明は以上です。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等がございましたらお願いします。

森山委員。

○森山委員

御説明いただきましてありがとうございます。私からは2点、1点目がUIターンについて、2点目が隠岐汽船のことについて伺わせてください。

1点目、UIターンということで、日本人のUIターン者数が上期は減少したということと、あと一方で、先ほど御説明いただいた無料職業紹介が20人増えたということだったりとか、移住相談会、移住フェアでは来場者数、相談者数が増えているというのは物す

ごい明るいニュースといたしますか、しかも増え方が25パーセントと結構大変な増になっていて、前もちょっと質問したことに通ずるんですけど、これが何か社会的な背景的な要因と島根県の努力と、何か変えたことがあるのか、そこら辺の要因分析を、このUターン者数が実数としては上期減っているっていうことに対しての何か詳細な分析みたいなものを今、現状どう捉えているのかということのと、一方で、島根県がやってる職業紹介や移住フェア等々で増えているというトレンドが、何か社会的な要因とか島根県の努力の部分と、厳密に特定はできないと思うんですけど、その辺をちょっとどういうふうに分かっているのかということ伺いたいなというふうに思っています。

ちなみに私の同世代、30代の移住フェアに行ったら大変楽しかったと言ってまして、そういう移住フェアとしての、移住に直接つながらないまでも、いろんな人を囲い込む、接点数を持つっていう意味で素晴らしいイベントになっていたというふうに聞いていますということですね。

もう一点は、この隠岐航路の人材確保のところ、達成目標のところ、令和8年度中に97人を確保という話を書いてあるんですけども、現状の足りない人数みたいなのが、この参考というところに10人というのが書いてあるのは、10人足りないということなのか、97人足りないことなのか、その辺りをちょっと教えてください。

○久城委員長

青木しまね暮らし推進課長。

○青木しまね暮らし推進課長

そうしますと、まず1点目、Uターンの減少のところですが、先ほどもちょっと説明のところでも触れましたが、今回、転勤とか転職に関する30代がかなり内容としては減っております。一点、説明の中で3月と4月の間の人の動きということをお説明しましたが、推測しますと、多少、曜日にも関係するところがございまして、令和7年におきましては、3月30日が日曜日で31日が月曜日でした。その前の年は3月30日と31日が土日になっております。そうすると、ここの辺は推測になりますが、週末に引っ越しをして、どこのところで転入届を出すかみたいなのところがあって、これまでの年度末の曜日と、どの時点で転入届を出したかの割合をちょっと調べると、令和6年の3月30日、31日が土日であったときが約10%ぐらい低くなっており、4月になだれ込んだということですね、転入が。10%ぐらい違った数字なんかも出ておりますので、そういったことも大きく影響しておるんじゃないかなとは思っております。

また、先ほどお褒めいただき、大変ありがたかったんですが、各事業におきましては着実に数字は伸びておるところです。工夫しました点としては、例えば移住フェアなんかはもともとマルシェと別でやっておりましたですけども、移住フェアなんかでいうと感度の高い方、ただ、なかなか一度に大きな数は稼げないということで、島根の魅力の発信ということで、少し飲食なんかも含めたマルシェなんかを、昨年度から移住フェアの相談会としまね暮らしマルシェと、同じ日に同じ会場でやるようなやり方を工夫しています。そうすると、来られる方は感度の高い方から、島根ってどんなところだろうっていう、少し感度の低い、その言い方が妥当なのかどうなのか分かりませんが、幅が広がって、参加者数は非常に多くなってきております。ここら辺の工夫とか、あとは、しまね登録など一生懸命進めておるところですけども、やはりそこからの人づてで聞いて来ていただいたり、

あと、親向けの広報なんかも今強化しております、親からの呼びかけみたいなのところも、広報としては力を入れておるところですんで、そこら辺のところは功を奏したのかなと思っております。

来られた方については、やはり島根に興味を示されるというところでは、ワーク・ライフ・バランスとか、スローライフ的な島根の田舎暮らしというところを希望している方が多くおられます。一方で、仕事に関する事とか、住居に関する御相談もあるところで、今でも相談の中で丁寧に対応しておりますが、一つ一つそこら辺の相談を丁寧にしていて、具体的に移住定住につなげていきたいと考えておるところでございます。

○久城委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

隠岐汽船の達成目標の点について、御説明、補足となるかと思えます。計画策定時の不足人数10名ということで参考に書かせていただいておりますけども、この10名というのが実際に不足している人数ということでございます。したがって、今、必要な船員数、これ、減便の解消ということで、元の、減便前の体制に戻すには97名が必要であると。一方で、現在の人数としましては87名ということで、10名足りていない状況にあるということでございます。この10名を、計画を策定して、採用確保に取り組んでいくということでございます。

減便が発表された際は12名だったかと思えますけども、やはり足りなくて、一生懸命採用活動もやられて、採用されてるんですけど、やっぱりまだ退職される方もおられるということで、現在は10名でございます。この10名を採用して、実際に船を動かすという知識もつけていただくということで育成の期間も必要かと思っておりますので、そういった期間も考慮して令和9年度までの計画とさせていただきます。説明は以上です。

○久城委員長

森山委員。

○森山委員

ありがとうございました。UIターンのところで、要望といいますか、こういうふうに移住のトレンドが上がってきているというのはすごくいいことだと改めて思っているんですけども、そういう中で、島根県はいろんなイベントをこれまでもやってきていらっしゃると思うんですけども、移住するに至った人たちがどのぐらい島根県と接点を持ちながら、移住意欲が醸成されていったのかみたいなことは、ちゃんとモニタリングしていけば多分把握できると思うんですけども、しまね暮らし推進課のイベントと商工労働部のイベントでいろいろやっていらっしゃると思うんですけど、それを今後、分析していくために、初期接点から移住までのところの移住ストーリーをちゃんとつかんでいくことをできるような仕組みづくりを、今もやっていらっしゃる部分もあると思うんですけど、ぜひ検討していただきたいなというのが1点と、もう1点が、第二新卒ですね、今も既にいろんなことをやっていらっしゃると思うんですけど、私の周りに、学生時代、接点を持った若者たちが今20代後半になりはじめて、来年帰ってきますって報告をしてくれたのが三、四人、いるんですけど、やっぱり新卒は東京で勤めたいけど、何か心の中に島根

に帰ってきたいという思いを持っていて、何か今のタイミングかなと思って帰ってくるみたいなのが、第二新卒ぐらいのタイミングで、子育てはやっぱり島根でしたいとかいう中で、やっぱり一回成長したいとか、一回働きたいという子たちが結構、一定数いるなと思ってまして、何かそこら辺の子たちを囲い込むっていうことと、あとは何か接点を持ち続けるってのがすごく大事だなと思ってまして、何かそこら辺を短期的な視点じゃなくて、5年とか10年ぐらいやっぱり移住定住につなげていくために、一人に対しての施策がかかるってことを認識しながら、中長期的な視点に立って、この移住施策を進めてほしいということをお願いしたいなと思ってます。以上です。

○久城委員長

青木しまね暮らし推進課長。

○青木しまね暮らし推進課長

森山委員の御指摘の点について、そのとおりでございまして、そうした視点で取り組んでおるところでございます。ふるさと島根定住財団につきましては、移住相談、こういったイベントの相談のときに応じた情報ってというのは、それぞれデータベースで管理をしております、その人たちが次どういふイベントに参加したとか、データベースで管理をしております、順に追ってまいります。

その中で、先ほどおっしゃったような移住に向けたストーリーといいますか、タイミングよくその人の状況に応じた情報を発信していくことが大事だと思っておりますが、今はそれが十分ではないと思っておりますので、そこら辺は蓄積したデータがございまして、今後、定住財団ともよく相談しながら、データ分析に基づく施策を展開していこうと思っております。

また、2点目の接点づくりというところは、そのとおりでございまして、今現在、セカンドキャンパス事業ということで、県外に出て行った人とのつながりづくりというのをしております。一度接点が切れると、なかなか情報もお届けできないし、つながりが途絶えてしまうってところで、ここは課題意識を持ってやっておるんですけども、どのように接点をまず持って、それをどのようにつなげていくかっていうのは、様々な方法があると思いますので、その視点は忘れずに取り組んでいきたいと思っております。

○久城委員長

よろしいですか。

ほか。

成相委員。

○成相委員

関連してですけど、Uターン、Iターンの皆さんはこれほどいらっしゃるわけだけど、産業別にどういうところへ就職しているのか、それから、中山間地域と平地ではどういうふうな流れになって皆さん定住していらっしゃるのか、そういうところのデータがあれば、ちょっと教えてもらいたいんだけど。

○久城委員長

青木しまね暮らし推進課長。

○青木しまね暮らし推進課長

すみません、定住先の区分としては、そういったデータがちょっとあるとは思いますが、今、手持ちでございませんので、また、少し整理をさせていただいてから、提供させていただくような形でよろしいでしょうか。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

また、資料を下さい。

○久城委員長

よろしいですか。

ほかよろしゅうございますか。

尾村委員。

○尾村委員

隠岐航路の人材確保対策計画の問題なんですけども、計画の3本柱があって、1つが採用活動を強化するということですよね。採用活動で、どんどん新しい船員さんを増やすんですよと。しかしながら、採用者数が増えたところで、退職者が増えれば、結局増えて、減るわけですよね。だから、採用活動を強化しながら、退職者が出ないように職場環境を改善すると。こういう計画となっているわけですよね。だから、これはセットの計画になるわけですね。

職場環境を改善する上で、いわゆるハラスメントなどの対策も強化するという事になっている。これは大変いいことだと思います。職場環境の改善計画をつくるに当たって、私はやっぱり、現実にもそこで働いている隠岐汽船の船員さんがどういうふうに職場を改善してほしいのか、職場に対する改善要求ですよね、どういう点を直してほしいのか、ハラスメントで言えばなくしてほしいのか、もしサービス残業があれば、それはやめてほしいのか、労働条件の改善など様々な要望があると思うんですよね。だから、そういう、今働いている人たちの生の声というか、生の要望がこの職場環境の改善計画の中に盛り込まれていかないと、魂の入った計画にはならないなというふうに思っております。この点ではいかなる対応を取ってこられたのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

○久城委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

ありがとうございます。人材確保対策計画につきましては3本柱ということで、委員がおっしゃられたとおり、職場環境の改善を行って、少しでも定着をしていただくといったことが非常に大事だと私も思っております。

今働いている方々の声といった点につきましては、この計画を策定するに当たりましては、ワーキンググループを設置しまして、そこには我々県と町村、それから隠岐汽船にも入っていただいております。隠岐汽船の中でも、労働者の方、実際に働いている方にも入っていただきまして、労働者の視点で意見をいただいたという形にもなっております。また、人の採用あるいは定着に向けても、隠岐水産高校の先生にも入っていただいております。そうした形でつくり上げた計画でございますし、また、この進捗もしっかりやっていくことになっておりますので、引き続きそういった視点も踏まえながら、県としても関与

してまいりたいと考えております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

分かりました。労働者の皆さんの要望をしっかり掌握していただいて、引き続き計画に反映していただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、職場環境の改善の中で、業務の効率化と生産性向上を図るため、発券窓口等のシステム化を推進と、こうなってますよね。これはこれでいいことなんですよ。私は隠岐汽船で思ってるのは、キャッシュレス対応というのが非常に不十分ですよ。だから、チケットなども現金とクレジットしかない、こういうことになってますよね。だから、非常に申し訳ないんだけど、遅れてますよね、現代の対応からしたら。だから、やはり利用者の利便性をも向上させていく必要が私はあると思っていて、キャッシュレスの推進というのは議論されていると思いますけども、その状況について御説明願います。

○久城委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

職場環境の改善の中で、やはり少人数でも業務を効率的に行うという観点で業務の効率化、そして、生産性の向上ということで、発券窓口のシステム化といったことが今検討されております。そういった取組は業務の効率化のみならず、我々、利用者の利便性向上にもつながることと思っております。

今、現状、御指摘のとおり、現金とクレジットカードを使うということ、そして、予約につきましても、電話が主になりますけど、一部高速船についてはインターネットということでもありますけども、電話なり、インターネットの予約のみという状況になっております。

現在は、他の離島航路で使われているシステムをベースに検討されておまして、実際に、例えば席の予約ですとか、あとスマートフォンで予約、あるいは発券、デジタルのチケットが買えるといったようなシステムを検討しております。

尾村委員御指摘のようにキャッシュレスにつきましても、今、現状、聞いておきますと、現金とクレジットは引き続き使っていくということですが、キャッシュレス化のところについては、どういったものか検討されてるというふうになっておりますので、我々もそういったところを注視して、状況を確認してまいりたいと考えております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

私が申し上げたかったのは、様々な利用者の方の利便性を向上していきたいと。だから、高齢の方でキャッシュレスになかなか不慣れな方などもあるわけだから、それは現金は現金でしっかり残す、だから、様々な対応を私としては努めていただきたいなど、進めていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。以上です。

○久城委員長

ほかございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、地域振興部に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いします。

五百川委員。

○五百川委員

質問する前に、今、尾村委員からキャッシュレスを進めてもらいたいと、利便性を高めるためにやってもらいたいということで、年寄りにとってはキャッシュレスをあんまり進めてもらうと逆に不便なんですよ。多少、年寄りの立場も考えて、ゆっくりとやってもらいたいと思います。

質問なんですけども、小さな拠点構想っていうのがあるわね。以前、穂葉地域振興部長の時代だと思うんだけど、要するに、おおむね中学校の3年ぐらいまでは大体安全に通学できるということ、おおむね1時間ぐらいで大体生活用品は入手できるということ、それから、大体、これも1時間ぐらいでお医者さんに診てもらえることができる。こういう、いわゆる生活要件というものを担保していくためには、経営も含めて、おおむね3,000人ぐらいを抱え込まないかと。そういう小さな拠点でもやっていこうと。こうやって動き出したわけですよ。けども、過疎、高齢化が進んでいくということを考えたときに、3,000人ということにこだわることは無理があると。だから、大体500人から1,000人ぐらいでも工夫次第で、要するに拠点同士が連携することによってやっていけるんじゃないか。そういうことによって、今の生活要件っていうのは担保できるんじゃないかということでやってきた。しかし、やがて、最近のいわゆる小さな拠点構想の概念というのがちょっと変わってきたように思うんですよ。それは当然、今の生活要件は満たされないと生きてはいけないんだけど、このことを担保するということがきちっと前提になってなくて、逆に、何かお互いに助け合うとか、お互い楽しみ合うとか、そういうコミュニティーをつくれればいいじゃないかと。そういうことになって、非常にもろもろのこういうものが、人口減少によって、だんだん枠組みというのが小さくなってきてるんじゃないかと。人口減少というのは、同心円上に都合よく減ってくれりゃいいんだけど、農家が散在するわね。すると今後、要するに、例えば島根県の場合、石見地区がそういう、隠岐もそうかもしれんけども、そう考えたときには、一つはいわゆる小さな拠点というものの概念に、今の中山間地域ミニマムというようなものが、果たしてきちっと意識されておるのかと。こんなことよりも、とにかくそこに散在する農家をある程度一まとめにできれば、楽しくやってるじゃないかと、助け合っているじゃないかと。こういうものが、もう小さな拠点というような形に、そこにシフトしてしまったような感じがあるんですよ。けど、今後さらに過疎、高齢化が進んできた場合には、私は例えば石見でいうならば、大田圏域、浜田圏域、いわゆるさっきの、こういう形の中で、いわゆる圏域といっているものが、恐らく将来的には今の中山間地域ミニマムというものを担保するっていうことではじめて成り立つっていうことを考えれば、私はそこがもう拠点、従来、最初うたってきたものが、人口減少、過疎、高齢化の中で、結局それがもういわゆる小さな拠点なのか、人口が小さいけど、面積的には大きなこと言っちゃうようだけど、そういう拠点になってしまうんじゃないかと思うんだけど、どう思う。

○久城委員長

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

御意見ありがとうございます。小さな拠点づくりについて、まずこれまで県としてどのように考えて取り組んできたのかという経緯のようなところの話をさせていただきたいと思います。

五百川委員からお話がありましたように、3,000人なのか2,000人なのか、規模はありますけれども、そういった人数の規模をイメージしながら取組を進めてきた時期がございます。その後、おっしゃられるように人口減少がさらに進んだということも背景といたしまして、住民主体の取組を公民館単位、あるいはお隣の公民館と一緒に、もう少し広い間の取組をやるということもやってきました。また、現在進めておりますのは、そうした住民主体の取組、それを引き続きやっていただくのと並行いたしまして、59の旧市町村を単位といたしまして、その中で特に県が具体的に、今やってるガソリンスタンドなどがございますけれども、五百川委員がおっしゃいました生活をしっかりとこのまま維持していくために必要な要件、これを満たすというところをこの旧市町村単位で維持していこうという考えでございます。新たに仕組みをつくりまして、その生活に必要な機能をつくり上げるということももちろん今後考えなくてはいけないと思いますけれども、今、県で考えておりますのは、今あるものを何とかして、行政もより関与して要件を満たすようにしっかり頑張っていくということを考えております。

ただ、これはあくまでも現在の考えの下でそのようにしておりますけれども、五百川委員のおっしゃいますように、今後もっと人口減少も進む、もっと高齢化も進むのではないかということは非常に危機感を持って認識いたしているところでございます。その考えの下で、一例で申し訳ないんですけども、今、AIでございますとかデジタルといったような、10年ぐらい前まではなかなかこんなことはできないだろうと言っていたことについて、いろいろな実験なども進んでいるところでございます。お一人で住まれる高齢者の方なども増えておりますけれども、AIとかデジタルの力を借りて、お一人で住まれても、万一のことがあったときに、すぐ行政側が支援できるようにするなど、その仕組みについて、いろんなところで検討が進んでおります。そういった新しいデジタルとかAIなどの力も借りながらということでもあります。ただ、五百川委員がおっしゃいました、もっと広いエリアで考えることも今からやっておかなくてはいけないのではないかとすることは、そうした考え方もあることは分かっているところでございます。

現段階といたしましては、旧市町村単位でということでもありますし、また、最新の技術でありますデジタルとかAIを加味して、何かできることがないのか、そういったところもしっかりとアンテナを立てていくべきと考えております。それでももちろん終わりということではありませんで、常に、後追い、対症療法ではなくて、待ち受けの形で対応ができるようにということで、先を見据えてどうやっていくべきかということを考えていきたいと思っております。

○久城委員長

五百川委員。

○五百川委員

言われることは分かりますけれど、それは要するに、生活要件をいかに担保していくかという指標であって、しかし、もともと小さな拠点の片方に、根底にあるのは人間らしさ

だと思えますよ。でも、そういう利便性が担保できたから、要するにもうそこでいいじゃないか、拠点ということにこだわらなくてもいいじゃないかと。要するにそういうことが担保できれば、もういいじゃないかということになるわけ。俺は、当初、小さな拠点構想というものの理念の中には、当然、生活要件を満たしていかないけんからやらないかんけども、人間として心のつながりとか、優しさとか、自然との共存とか、そういうふうなものも一緒に、そういうものも大切にしながら、人間としてやっぱりいい人生を送りたい、生涯を送りたいという理念が私はあったと思う。だけど今話聞くと、そういうことよりも、要するにいわゆる生活要件を満たすことだけをやってると。逆にそれを満たしてやってるからいいじゃないかと。それだったら拠点なんかつくらなくてもいいじゃないかと。単に、利便性もある程度、最低限、ミニマムは担保してるじゃないかと。これは若干ずれると思うんだけどね。これからAIなんかになじんできた世代であっても、人間が人間である以上は、私はそのことをやはり大切にしていきたいのが島根らしさだと思うんだね、どう思う。

○久城委員長

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

五百川委員のおっしゃいますことは、そのとおりだと思っております。直接的な話にならなくて申し訳ないんですけど、先ほどのUIターンのところでも人と人とのつながりを大事にということをお願いしました。中山間地域の取組で最も大切なところは、島根県に生まれてよかった、ここで生活できてよかったということ、人とのつながりですとか、温かみですとか、そういったことを感じることによって、県民の皆様にも思っただくということが一番根幹だと思います。その前提の上で、先ほど申し上げました、どういう単位で生活要件も満たしていくのかということと思っております。

繰り返し、デジタルとかAIのこと、また我が県のことでなくて申し訳ないんですけども、人のつながりが大事だというのは島根県はもちろんのこと、ほかのエリアでもそういう考えでありまして、例えばAIの力を借りて、あたかも人間がそこにいるような形にして、お一人で住んでおられる高齢者の方が決して寂しくないような環境をつくり上げる。AIスピーカーなどとも呼ばれておりますけれども、単に無事かどうかということだけでなく、温かみのある生活を少しでも送ってもらえるようにするというところもあるかと思えます。

ただ、それはあくまでもAIにしろ、デジタルにしろ、いずれも補完的なところでございますので、五百川委員のおっしゃいます島根が最も大事にするところは、人と人が顔を合わせて、温かい気持ちで生活を送るところが根幹にあるかと思っておりますので、単に機能を維持するということだけではありませんで、人のところを常に意識しながら、今後どうやっていくべきかというところを考えてまいりたいと思えます。

○久城委員長

五百川委員。

○五百川委員

じゃあ、今後、そういうものを、要するに網羅することによって、基本的に小さな拠点という概念、そういうものの存在意義っていうのはどういうふうにか考えるのかということ

と、さらに過疎が進んできたときに、もう少しその枠組みとかそういうことじゃなくて、少なくとも拠点というふうな概念のものを残そうとすれば、さきに言ったように、いわゆる生活要件を満たしていくためには、例えば石見ならば、もう大田、浜田、益田圏域という形で、それをちょっと今までの概念、いわゆる小さな拠点構想というような感じ、その概念としておったものをそこにはめるような形になってくるんじゃないかと思うわけですよ。仮にそういうことも考えなくちゃいけないだろうし、また、そのことを考えないで利便性だけを、要は便利にしてやればいいじゃないかと、こういう考え方でやっていくということは、私は後追いになってると思うんですよ。要するに、やっぱりこれからそういう時代に、利便性を高めていかないけんけども、島根らしさとか、人間らしさというものを大切にしていくためには、やっぱり、じゃあそれをするためにどういう枠組みでやっていくのか、そういうことを待ち受けるような、そういう体制が私は必要だと思う。だから、今は結局、後追いになってるんじゃないかと。結局、自分らが思ってる以上に現実というものが速いスピードで進むから、追っかけてる。こういうふうなイメージになっとるんだが、どう思う。

○久城委員長

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

今やってる取組が後追いのようになっているのではないかという厳しい御意見をいただいたところで、しっかりとその御意見も踏まえて今後やっていきたいと思えます。

そういう御意見をいただいた中ではありますけれども、地域振興部といたしましては、現段階だけではなくて、5年後、10年後、20年後、島根がどうなっているんだろうということを、各課あるいは部の全職員が想像しながら取組を考えているところでございます。先ほど言われました方向に進んでいきます、とまでは申し上げられませんが、常に先を見据えて、待ち受けの形になるように、後追いでないようにというところは改めて認識したところでございますので、引き続き考えてまいりたいと思えます。

○久城委員長

五百川委員。

○五百川委員

頑張ってください。

○久城委員長

糸原委員。

○糸原委員

小さな拠点づくり事業ということですが、もともとやっぱり原点は集落だったんですよ。100万円事業もあった。集落支援事業からはじまったと。だんだんその集落自体がもたなくなったから、だんだん集落のいろいろ線が広がっていった、さらには小学校単位までになったというふうなことなんですよ。やっぱり、五百川委員がおっしゃったように、私はもう今、原点が忘れられつつあるなというのをつくづく感じますね。やっぱり根本はそれぞれ住んでいる人が危機感を持つと、私の村はどげなかいなと。それが物すごく薄れていって、何かそればかりやりますと悲壮感漂いますから、だんだんイベント的な事業が多くなったというふうなことになったわけですけど、やっぱりそうなるに従って、原点

が忘れられつつあるなというのはつくづく感じます。以上でございます。

○久城委員長

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

原点を見失うことなくということは、糸原委員のおっしゃるとおりと思っております。小さな拠点づくりだけを取りましても、あくまでも県としては、県が先頭に立ってということではありませんで、市町村役場のほうも大変だと思いますけれども、住民の皆さんとしっかりお話をいただいて、地域をどうしていくのかということをお話いただく。本庁にももちろん職員がおりますけれども、それぞれ東部、西部、隠岐のほうには現場支援スタッフもおりまして、そういった方向性が出るころのお手伝いとか、あるいは方向性が出たところで、どのようにして大切な機能を守っていくのか、あるいは人と人のつながりを守っていくのかということも、微力ではございますけれども一緒になって進めさせていただいております。

糸原委員のおっしゃいました、そういった認識をしっかりと改めて持ちまして、現場支援スタッフとともにしっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

○久城委員長

本質的な議論だと思いますので、中山間・離島地域特別委員会との関係もあると思いますから、また議論する場を、でも、非常に大事な局面を今迎えているなというふうに思いますので、これは引き続き議論していきたいと思います。よろしくお願いたします。

ほかございますか、よろしゅうございますか。

野津副委員長。

○野津副委員長

本委員会としての意見書の提出について、委員の皆様にご提案させていただければと思っております。

隠岐諸島への支援で大変重要な、いわゆる有人国境離島法が、令和9年の3月末で期限切れになります。島根県議会として、また、所管の委員会として、私は国に延長や拡充に対する意見書の提出が必要だと思っておりますので、ぜひ提出についてお諮りいただければと思っております。以上です。

○久城委員長

ただいま野津副委員長のほうから、有人国境離島法の延長及び充実に関する意見書の提出を求める意見がありました。

今後の航路、航空路の低廉化など、非常に大事な法律の延長を求めるものだと思いますので、本委員会として意見書を提出したいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、意見書について、お諮りします。案文を準備しておりますので、御意見をお願いいたします。

それでは、事務局に意見書を読み上げさせます。

○事務局（杉原書記）

有人国境離島法の延長及び充実に関する意見書（案）。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（以下「有人国境離島法」という）は、平成28年に議員立法で制定され、平成29年4月の施行以来、我が国の領海、排他的水域等の保全などに大きな役割を果たしてきた。

本県においては、隠岐4町村と連携、協力し、有人国境離島法に基づく国の交付金を活用し、航路・航空路の運賃低廉化や輸送コストの支援、雇用機会の拡充、滞在型観光の促進などに取り組み、結果として地域の活力向上や雇用の確保、交流人口の拡大等において一定の成果を上げている。

しかしながら、人口減少や高齢化が進展する中、担い手不足は深刻化し、隠岐航路の大幅な減便や医療提供体制の縮小などが生じ、また、近年の物価高騰により島民生活を取り巻く環境はますます厳しいものとなっている。

有人国境離島地域の中でも、本土から遠隔の地に位置している特定有人国境離島地域の人口が著しく減少すると、我が国の領海等の保全などに関する活動の拠点としての機能の維持が著しく困難となる。

引き続き、特定有人国境離島地域が我が国の極めて重要な活動拠点としての機能を維持し、継続的に居住可能となる環境が整備されていくためには、有人国境離島法の延長及び拡充が必要不可欠である。

よって、国におかれては、令和9年3月末に期限を迎える有人国境離島法を延長するとともに、特定有人国境離島地域の地域社会の維持が着実に進められるよう、航路・航空路運賃の低廉化の対象拡大をはじめ、支援策の拡充について併せて求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上です。

○久城委員長

ただいまの案文でいかがでございましょうか。

よろしければ、御賛同いただきましたので、島根県議会会議規則第14条第1項により、本委員会取りまとめの議員提出議案としたいと思います。

なお、本会議への提出議員は本委員会の委員全員ということにしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、そのように決定いたします。

また、提案理由の説明に関しましては、野津副委員長にお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、そのようにいたします。

ほかございませんでしたら、以上で地域振興部所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

〔執行部入替え〕

○久城委員長

それでは、これより土木部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、土木部長の挨拶を受けます。

今岡土木部長。

○今岡土木部長

久城委員長、野津副委員長はじめ、委員の皆様方には平素より土木行政に対しまして、格別の御指導、御鞭撻を賜っておりますこと厚くお礼申し上げます。

本日は、条例案1件、予算案4件について御審議のほうお願いをいたします。また、報告事項といたしまして、3件につきまして、後ほど担当課長のほうから御説明をいたします。

本年度は、幸いにも豪雨によります大規模な災害は発生しておりませんが、12月に入りまして雪の季節になっております。気象台の予報によりますと、山陰地方の降雪量はほぼ平年並みという見込みとなっておりますが、県といたしましては、除雪体制をしっかりと整えまして、気象情報にも十分注意しながら、NEXCO、国など、ほかの道路管理者とも連携いたしまして、大雪時の安全な交通確保に努めてまいりたいと考えております。

結びに、土木行政の執行に当たりまして、委員の皆様方、引き続き御支援、御協力をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

○久城委員長

それでは、はじめに、条例案の審査を行います。

第153号議案について、執行部から説明をしてください。

安部建築物安全推進室長。

○安部建築物安全推進室長

私からは、第153号議案、使用料及び手数料の額の改定等に関する条例及び島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。資料は1ページを御覧ください。

改正理由です。1番、使用料及び手数料の額の改定に関する条例の一部改正です。これは、労務費や物価の変動に伴い、県が行う事務に係る手数料の額について、所要の改正を行うものです。②島根県建築基準法条例の一部改正です。建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用条項のずれが生じたことから、所要の改正を行うというものです。

次に、条例の概要です。①手数料の額の改定です。下の表を御覧ください。建築基準法第7条に基づく完了検査に係る手数料のうち、中間検査を実施しない場合の金額を改定するものです。表の黒枠で囲まれたものが対象になります。床面積30平米から100平米の2万1,000円を2万1,900円に、100平米から200平米以内の3万2,000円を3万3,400円に、2,000平米から1万平米の12万円を12万4,000円に改定いたします。

次に、②島根県建築基準法施行条例の一部改正です。別表第4の42の項の中、第6項を第11項に改め、同表の43の項の中、第7項を第12項に改めます。

施行期日は、公布の日から施行することとしております。

私からは以上です。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等ございますでしょうか。

成相委員。

○成相委員

ちょっと私は不勉強だから、分からないから教えてもらいたいんですけど、そもそも完了検査に関わるものについて、中間検査がないということはあっていいわけでしょうか。

○久城委員長

安部建築物安全推進室長。

○安部建築物安全推進室長

法令に基づいて、中間検査ありなしというものが定まっております、ある一定規模のものについて中間検査をするということになっております。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

資料を見ると、200平米以内でいくと、3.3で割ると70坪以内ぐらいですか。100平米ですと、3.3で割ると30坪ぐらいですかね。30坪から70坪が3万3,400円ということですね。通常ある家ですよ。

○久城委員長

安部建築物安全推進室長。

○安部建築物安全推進室長

はい。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

通常の建物。私の感覚でいくと、検査っていうのは大変段階ごとに厳しくやっていかないと不良建築物につながるという、そういう心配をしてしまうんですけど、もう少し厳格なものかなと思ってましたけど、果たしてこれで本当にいいんでしょうかね。法律がそうなっていれば、そげだわやっていうことになっちゃいますけど。ちょっと何か考え方が違うんじゃないかなっていう。

私が米国へ昔行ったときには非常に厳しかったです。1階ができれば検査が入ってくる、2階にかかるときにまた検査が入ってくる、屋根造ったら検査来る、壁を塞ぐ前にまた検査が入ってくるっていう具合で、とにかく、もう壁をしてしまったら分かんなくなっちゃいますから、だから、その都度やってくっっていうことを聞かされました。そういうことを考えると、こんなもんなのかなと改めて思ったんですけど、どんなもんなんでしょうね。

○久城委員長

安部建築物安全推進室長。

○安部建築物安全推進室長

それに関しましては、監理する建築士さんがしっかり工程管理を、それから現場監理をしながらやっておられますので、それについて、あと報告を求めたりしてやっていくとい

うことになっております。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

工程管理っていうのは業者でやるわけですね。業者がやるってことでしょう、業者が。

○久城委員長

安部建築物安全推進室長。

○安部建築物安全推進室長

その業者なんですけど、監理される一級建築士免許を持った人がおられて、その方が工事をされるときに、その都度その現場を確認して検査をしていくということになってます。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

例えば、ちょっと私事を言っただけなんですけど、私、輸入住宅を建てた。私が一人親方で建てた。ですから、市役所も来ませんし、県はもとより来ませんし、私が自分できちっと管理しないと、とても怖い建物になってしまうということを心配しながらやってたんです。法令上は何も指摘や、警告とか指示とかなかったんですよ。建築設計士さんが本当にそこまで日常的な建築物においてやってるのかなっていうと、あんまり建築設計士さんがしょっちゅう来てチェックしているとかいう、あるとは思いますが、そんなに厳格にやっておられるっていうのはあんまり聞くということもなかったし、本当にやってるんですかっていう話になっちゃうんでね。やっぱり法律的にきちんと決めて、責任の所在を明確にしたものがないと徹底しないんじゃないかっていう、そういうことを思いますもので、今ちょっと法律論議してもしょうがないことでもありますので、法律上、懸念があるということをちょっと理解して、とどめておいていただければ、一回、また内部で議論していただいて、どうなのか、またちょっと評価を聞かせてもらいたいですね。以上です。

○久城委員長

よろしいですか。

ほかございませんか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第153号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。よって、第153号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。第142号議案のうち関係分、第143号議案、第144号議案及び第166号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明をお願いします。

細田土木総務課長。

○細田土木総務課長

それでは、初日提案分の第142号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算のうち土木部関係分、第143号議案、それから第144号議案及び中日提案分の第166号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算のうち土木部関係分につきまして、一括して御説明をいたします。資料2ページをお願いいたします。

まず、初日提案分の補正予算案の内容につきましては、1点目としまして、使用料手数料の見直しに伴う料金揭示の更新に伴う歳出の補正、また、2点目としまして、翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為の補正及び繰越明許費の設定を行うものでございます。

歳出補正額は39万7,000円の増額で、これは9月補正において認めていただきました使用料手数料の見直しに係る条例等の改正に伴いまして、石見海浜公園において、看板、ホームページ、パンフレットの更新費用分の指定管理料につきまして増額をお願いするものでございます。3ページに課ごとの予算額を整理しておりまして、今回、都市計画課で補正を計上しております。

ページを2ページに戻っていただきまして、(2)債務負担行為の補正につきましては、事業の進捗状況や計画変更に伴うもの、また、年間を通じて工事施工時期の平準化を図るためのものでございまして、今回新たに追加するものと、既に認めていただいている限度額を変更するものを合わせまして、33億1,000万円の増額をお願いするものでございます。

次に、(3)の繰越明許費につきましては、設計変更などによりまして本年度中に完了しない見込みであることが既に明らかな事業につきまして、令和8年度へ予算の繰越しをお願いするもので、264億4,100万円を計上してございます。

次に、(4)流域下水道事業会計につきましては、債務負担行為のみの補正で、これも計画変更や工事施工時期の平準化のために1億9,800万円の追加をお願いするものでございます。

4ページから5ページにかけては、債務負担行為の追加分と変更分の内訳を記載しております。このうち、網かけをしているものが工事施工時期の平準化を図るためのものでございまして、合計で19億4,900万円余を計上してございます。

続きまして、次の6ページは、繰越明許費の状況を整理したものでございます。

まず、一般会計でございしますが、ちょっと字が小さいですけれども、表の太枠で囲った11月補正の欄が今回計上したものでございまして、その表の一番下、赤い丸で示しておりますが、合計で262億6,900万円余となっております。内訳については御覧のとおりでございます。

また、下の表でございします。臨港地域整備特別会計のほうでは、1億7,100万円余を計上しております。

次に、7ページでございしますけれども、流域下水道事業会計の内訳でございします。先ほど御説明しましたとおり、計画変更や工事施工時期の平準化を図るために債務負担行為の設定を行うものでございまして、内訳は表にお示しをしたとおりでございます。

以上が、初日提案分の内容でございします。

次に、8ページをお願いいたします。中日に提案させていただきました補正予算案について御説明をさせていただきます。内容としましては2点ございまして、1点目は、国の経済対策のうち防災・減災、国土強靱化を推進するための補正でありまして、一般会計で127億9,100万円の増額をお願いするものでございます。

2点目は、この補正予算額の全額につきまして、繰越明許費の設定を行うものでございます。

補正の内容につきましては、次の9ページ、土木部の公共事業総括表を御覧いただければと思います。表の中ほどの列、補正額の欄でございますが、補助公共事業費が123億円余、その下のほうでございますが、維持修繕費が4億円余の増額となっております、いずれも防災・減災、国土強靱化を推進するためのものでございます。合計では、一番下の欄、丸で囲った部分でございますが、127億円余の増額でございます、補正後の公共事業の予算額は右隣、775億円余となっております。事業分野ごとの内訳は御覧のとおりでございます。

次の10ページは、課ごとの予算額を表にしたものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。繰越明許費の状況でございます。一般会計の表の太枠で囲っておりますが、11月補正（中日、国補正）の欄が、今回の中日提案分でございます。合計の赤い丸で囲った額ですが、このたびの国の経済対策に伴い計上しております補正額127億円余の全額につきまして、令和8年度への繰越しをお願いするものでございます。

次のページは、最初に御説明しました初日提案分と先ほどの中日提案分を合わせました繰越理由別の内訳を整理したものでございます。

説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは採決を行います。

予算案4件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、お諮りいたします。第142号議案のうち関係分、第143号議案、第144号議案及び第166号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。よって、第142号議案のうち関係分、第143号議案、第144号議案及び第166号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

それでは、順次説明をお願いします。

藤間用地対策課長。

○藤間用地対策課長

国土利用に関する計画の改定について御説明します。資料の13ページを御覧ください。

まず、1の趣旨でございますが、令和5年7月に国の国土利用計画が改定されたことを受けまして、県の計画を改定したいと考えております。現在、県には、国土利用に関する計画が2つあります。1つは島根県国土利用計画、もう一つは島根県土地利用基本計画です。それぞれの内容につきましては、資料に記載したとおりです。

今回、改定するに当たっての方針ですが、2の県の県計画の改定の方針（案）を御覧ください。まず、この2つの計画については重複する内容が多いことから、県民に対して分かりやすいものとするため、統合して、①の島根県国土利用計画と②の島根県土地利用基本計画の内容を盛り込んで、一連のものとして記述いたします。

次に、新計画につきましては、国の国土利用計画の内容と整合を図ります。これは、県の国土利用計画は、全国計画を基本とする必要があるためです。

改訂後の県計画の項目（案）につきましては、14ページの別紙を御覧ください。あくまでも現時点の案でございますが、新計画は、名称を島根県国土利用計画・土地利用基本計画とし、表の記載のとおり項目立てとしたいと考えております。

表の見方でございますが、左側の項目覧に記載した項目について、右側の関係する計画における項目覧に掲載した計画におきまして、同様の項目があれば丸印を付しております。例えば、表の一番上の県土の利用に関する基本構想という項目は、全国計画、すなわち国の国土利用計画にも国土の利用に関する基本構想として項目立てされております。新たな計画の項目（案）につきましては、現行の2つの県計画の内容を盛り込み、国の国土利用計画との整合を図ったものとなっていることを御確認いただけるかと思っております。付け加えますと、現行の県の国土利用計画と土地利用基本計画において、重複している項目があることもお分かりいただけるかと思っております。

なお、1の項目中（1）現状と課題につきましては、関係するいずれの計画にも項目がございませんが、全国計画と県の国土利用計画においては、別の項目の中で現状と課題が述べられております。現状と課題は、項目を立てて述べたほうが分かりやすいと思っておりますので、新たな計画では、項目立てをする考えでございます。

資料13ページにお戻りください。3の今後のスケジュールでございますが、2月には、島根県国土利用計画審議会での審議を開始し、その後、議会への御報告のほかパブリックコメントなどを行い、来年10月に新計画を公表できるよう作業を進めていく予定としております。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

遠藤都市計画課長。

○遠藤都市計画課長

私からは15ページ、築地松景観保全対策推進事業の見直しについて御報告申し上げます。

まず、1番目でございます。本事業については、令和4年度の決算特別委員会で、助成事業の支援地区の重点化について御意見があり、景観行政団体である出雲市と見直しについて協議しておりましたところです。

次に、2、現行事業でございます。築地松景観保全対策推進協議会、これが主体となりまして、啓発活動や築地松の剪定、いわゆる陰手刈りについて、県と市が助成を行っているところでございます。特に、築地松の剪定においては、御覧の①、②、特定地区と一般地区に分け、上限対象額を18万円に定め、それぞれの助成率を定め助成を行っているところでございます。

なお、(4)県の予算といたしましては、啓発活動等を含め、例年500万円を計上しておるところでございます。

次に、3ポツの見直し内容でございます。まず、(1)支援対象の重点化といたしまして、①県の支援につきましては、特定一般から特定のみを助成の対象とするということでございます。②、③につきましては、これは従来規定がなかったところ、この1本当たりの助成限度額や申請間隔というところ、これを改めて定めて、あわせて適正化を図ったところでございます。

次に、その下の(2)でございます。助成対象上限額について。これは、昨今の人件費高騰を踏まえ、18万円から21万円に引き上げるものでございます。

最後に、4番でございます。今後のスケジュールですが、本事業について、令和8年度当初予算案を来年の2月の定例県議会に上程する考えでございます。今後とも助成を行っております県としましては、本年の決算特別委員会の御意見も踏まえ、より効果的な事業となりますよう出雲市と協議してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○久城委員長

安部建築物安全推進室長。

○安部建築物安全推進室長

そうしますと、私からは、島根県建築物耐震改修促進計画(第3次)の素案について御説明をいたします。資料は16ページを御覧ください。現行の計画が令和8年3月で終了することから、新たな計画の素案を取りまとめましたので、御説明します。

まず、1番として、計画策定の経緯ですが、平成7年に起きた阪神・淡路大震災を契機に、建築物の耐震改修促進に関する法律が施行され、その法律に基づいて、これまでに3度の改定を行っております。

計画の位置づけです。(1)、この計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画です。また、(3)の県内市町村が定める耐震改修促進計画の指針ともなります。

次に、4の策定経過と今後のスケジュールです。本年9月に建築関係事業団体、市町村、関係各課と会議等を行い、改定内容を協議し進めております。今後のスケジュールですが、この委員会を経て、12月からパブリックコメントを実施して、来年2月定例県議会の委員会に計画案を報告し、3月に計画を決定する予定としております。

次に、17ページを御覧ください。計画素案の概要について御説明します。

1の計画基本事項の(3)計画期間ですが、令和8年度から令和12年度までの5年間

とします。

次に、18ページ、3、耐震診断・改修実施に関する目標です。表を御覧ください。本県では、4つの区分で、それぞれ令和12年度末までの目標を立てています。

1番の住宅の耐震化率、これについては、現状81%から85%に引き上げる目標を立てております。2から4は、法令に基づく耐震診断義務づけ対象建築物の耐震性不足解消率です。2の建築物は、一定の規模以上の不特定多数の者が利用するなどの建築物です。現在93%から、令和12年度までに100%を目指しています。3番の防災拠点等の建築物については、68%から100%を目指しております。4番の避難路沿道沿い建築物は、41%から60%引き上げることを目標としております。

続いて、4、耐震化目標を達するための施策・取組についてです。今回、従前の計画から新たに追加したものについて説明をさせていただきます。太字で書かれているものが新規となります。

1つ目が施策2の耐震改修に係る所有者への支援として、市町村補助事業における代理受領制度の推進を行っていきます。

2つ目、融資制度の周知及び導入促進として耐震に関する融資に係る金融機関との連携等を行っていきます。

次、19ページに移りまして、3つ目として、半島部の孤立する可能性がある地域に対する耐震対策として、市町村建築物耐震改修促進計画における地域の実情を踏まえた耐震対策の実施の推進を行っていきます。

最後ですが、4つ目として、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画に定める防災拠点の対策の推進として、耐震性がない施設の所有者に対して、耐震化に向けた働きかけを行っていくということです。

私からの説明は以上となります。

○久城委員長

説明がありましたけど、質疑等ございましたらお願いします。

角委員。

○角委員

築地松の関係なんですけれども、これ、これまで御指摘させていただいて、今回見直しされたということで大変評価しているんですけども、これによって地元の人たちの反応とか、いろいろ地元の住民の皆さんとも、いろいろ話合いも進められて、あるいは出雲市さんとの協議も進められた上での見直しだと思うんですけども、そういう中で、地元の方々の声として何かあったのか、あるいは、見直しのことについて、どういう評価をもらっておられるのか、そこら辺をちょっと聞かせていただければと思います。

○久城委員長

遠藤都市計画課長。

○遠藤都市計画課長

今回の見直しに先立ちまして、ここにございます築地松景観保全対策推進協議会、これは地元代表の方々も入った協議会でございますが、これで、ここにおいて臨時総会を行いまして、この見直し案についてお諮りをしたところでございます。その中では、基本的に御異議はございませんでした。特に、地元の皆様としては、見直し案の2番、3番という

ところ、これが、この助成金を利用している皆さんの中で、ちょっと不公平感があつたところが解消されたといったところで、御評価をいただいたというところ。そして、助成対象上限額の18万円から21万円への引上げということもございまして、これについても評価いただきました。

一方で、どうしても人口減少とか、そういったところで将来について、築地松を保全していかなきゃいけないという中であって、将来について危惧しているという御意見があつたところでございます。

私からは以上です。

○久城委員長

角委員。

○角委員

ありがとうございました。

多分、これから世代が替わっていったり、あるいは地域の状況が変わったりすると、またこの築地松保存についていろんな状況が変わってくることもあるかもしれません。そういう意味で、やっぱり都度都度、協議会もありますけれども、そういうところと一緒にあって事業の見直しなど図っていただきたいというふうに思います。

それと、これから予算編成なので幾らということとは言えないんだと思いますが、大体予算としてどれぐらいを考えとられるのか、お聞きします。

○久城委員長

遠藤都市計画課長。

○遠藤都市計画課長

毎年500万円を計上しておるといふところではございますが、これは、実際のところ、その年に申請される方の数で決まりますので、その年によって違うということになります。とはいえ、年度、大体この年はこれぐらいというのは、想定ぐらいはつくというところではございまして、来年度も私どもの予想としましては500万円程度、これ必要かなということを現在のところ考えておるところでございます。

○久城委員長

よろしいですか、角委員。

○角委員

はい。

○久城委員長

ほか。

尾村委員。

○尾村委員

簡潔に質疑させていただきます。耐震改修促進計画の問題です。島根県においては、住宅リフォームの助成制度の中で、1室耐震補強に対する助成をやっているということで、先の決算特別委員会で、昨年度の補助件数っていうのは16件あつたということで承知はしておるところです。その上で3点伺いたいと思います。

耐震化がなかなか進まないという要因ですね、原因、課題、これをどう分析されているのが1点目。

それから、改めて県と市町村の補助制度の状況についてお示しいただきたいという点が2点目。

それから、3点目、先般も青森での地震があって、地震が頻発する可能性もあるので、耐震化が仮に進まなくても、様々な備えをしておく必要があると思うんです。ソフト対策として、出前講座なり耐震学習会ですね、こういうのもこの間、県としては取り組んできておられたと思います。ソフト対策の状況について教えていただきたいと思います。以上です。

○久城委員長

安部建築物安全推進室長。

○安部建築物安全推進室長

そうしますと、御質問があった耐震化が進まない現状と課題ということで、御説明させていただきますと思います。

本県では、近年、震度6以上を超える大規模な地震の影響を直接受けておらず、また、南海トラフ地震といった将来的な大規模地震発生の切迫性も低いこともあり、そのことから、県民の耐震対策への感心の低下につながっていると考えられます。また、耐震化が必要となる古い年代に建てられた住宅では、その居住世帯における世帯主が高齢者である割合が高く、耐震対策に当たって、所有者の意識や改修に係る資金等において課題があると考えております。

それから、次に、補助制度の関係についてお話をしたいと思います。各市町村において耐震診断、耐震改修等に活用できる木造耐震対策助成制度が実施されております。なお、県では、島根県木造住宅耐震改修等事業費補助制度により、市が行う耐震改修等に係る事業に対し、2分の1の補助を行っております。また、費用負担が少なく、容易に取り組むことができる部分的耐震改修の助成も実施しております。しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業で、一定の耐震改修を併せて行う場合、補助の上乗せを行っております。耐震改修のみを行う場合は、耐震補強リフォーム助成事業というのがございます。助成額としては、助成上限額と対象工事費の4分の1以内の額の小さいほうの額で、1戸当たり上限30万円としております。

それから、出前講座の関係なんですけど、住宅の耐震対策の啓発を目的として、県内の小・中学校や養護学校において出前講座を実施しております。実績としては、令和6年度10件、令和7年度12月11日、昨日現在までなんですけど、5件でございます。それから、学習会は令和6年度に11件行っております。今後も引き続き、耐震化の促進の啓発に努めていきたいと思っております。以上です。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

耐震化がなかなか進まない理由というのは、今御答弁いただいたとおりだと思います。計画の中に盛り込まれている内容ですよね。やっぱり高齢で独り暮らしの人、自分の代でこの家が終わりという人は、なかなか耐震化ということには決断がつかない面があるかと思います。そういう点で補助の制度があるわけですけども、いつ起こるか分からない大地震に備えての耐震化をやっぱり進めてほしいという思いは私にあります。

同時に、やはり地震への備えですね。備えをしっかりとやる必要があると思うので、啓発を強めるという点でも、今実績を述べていただきましたけれども、出前講座とか耐震学習会とか、そういうソフト的な対策もどんどん強めていただいて、耐震化促進に向けての県民への啓発を引き続き強めていただきたい、このことをお願いしておきたいと思います。

○久城委員長

その他、報告事項、よろしゅうございますか。

成相委員。

○成相委員

今まで3回にわたって耐震改修促進計画がなされてきたと、こういうことですがけれども、それぞれについて大体どの程度の耐震化のものになっているのか、つまり、例えば平成10年3月までの建築物は震度いくらまで耐えられるかとか、何かそういう指針があると思うんですけど、それぞれどういうふうなものなのか。

それから、もう一つは、さっきお話がありましたけれども、大体、30坪でも40坪の家でもいいんですけど、今例えば、平成29年3月の耐震基準の強度にするとすれば、どのぐらいかかるもんなんですか。

○久城委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

御質問ありがとうございます。

先に、耐震改修費についてお答えを差し上げたいと思いますが、建物の規模ですとか、あるいは構造ですね、そういった状態によって耐震改修費用っていうのは様々でございまして、高かったり安かったりするわけですが、平均的なところで、大体250万円前後かかると。それは平均的ですので、120平米ぐらいの2階建ての住宅で、耐震診断や耐震改修の設計、それから、工事監理、そういった費用も含んでそれぐらいの費用が要するというふうに一般的には言われております。まずは費用について、私のほうからお答えを差し上げました。

○久城委員長

質問、もう一回お伝えしましょうか。

成相委員、最初の質問をお願いします。

○成相委員

3回にわたって、これまで耐震計画の改定をされまして、これは、恐らく耐震強度を高める計画で、順を追って改定されてきたと思いますが、大体、それはそれぞれの程度の耐震性を求めるものだったのか、その違いをちょっと教えてくださいという話。分からなかったら、平成10年3月の耐震改修計画ができる前のままの建物が、どの程度もろいものなのかでもいいですよ。こういう地震が来たら倒れますとか、それでいいんですけど。ちょっと想像がつかなくて。

○久城委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

改めまして、一般的といいますか、法律での定めになるんですけれども、震度6強で、

要は人命を失わない、要は倒壊しないというのが求められております。住宅においても同じです。ですから、ある程度損傷はいたしますが、人が潰れて押し込められるような、そういった状態に至らないというのが一つの一定の基準になっております。それは、耐震改修促進法ができて以来、水準は変わっておりません。以上です。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

それは、平成29年3月の分ですか。震度6強のものに耐え得る強度っていうことは、平成29年の計画のものですか。

○久城委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

そうです。それは変わっておりません。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

強度の基準は変わってない。じゃあ、計画の何をその都度改定しているわけですか。

○久城委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

計画においては、耐震化を推進するために、耐震化をしていただくという、耐震化が必要であって、されてない住宅等について耐震化をしていただくための取組を計画に定めております。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

基準は変わってないけど、要するに支援とかそういうものの体制を強化して、促進を図っていくという、そういう計画の改定ということなんですね。

○久城委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

そうです。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

ありがとうございました。

○久城委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

この第3次計画についての素案の具体的な内容についてなんですけども、ちょっと分か

らない言葉があったので教えてほしいのが、別冊の素案の19ページですかね。さっき言われた高齢者住宅、高齢者が住んでおられる、同居の高齢者が住んでおられるところの耐震化は、そもそもお金がないとかいろんな、年金暮らしの人が、新しく耐震化とかそもそも難しいという現状がある中で、この19ページに書いてあるのがリバース60、住宅ローンっていうのが、これ、返済の期間中、利息のみ支払えばよく、元金の返済を生じさせないことが可能となるっていうのが書いてあって、これの仕組み、もしもこれが本当にできるのであれば独居の人たちを助けられるなど思うんですけど、このお話、ちょっと興味があるんで、教えてもらってもいいですか。

○久城委員長

安部建築物安全推進室長。

○安部建築物安全推進室長

高齢者になってくると、なかなか資金繰りが難しいということがありまして、住宅金融支援機構の住宅ローンというところで、先ほども言われてるんですけど、借りたお金に対して金利のみを払って行って、最後、お亡くなりになったときにその土地を売ってお金を返してもらってというような仕組みのようでして、これから、そういう仕組みがあることをちょっと認識したので、今後、金融機関とそういう形でお金が借りられないかなという趣旨で、これを書かせていただいております。

○久城委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

これも、具体的にもう運用されてる施策、このリバース60っていうもの自体は、もう運用されてるところなのかということと、何か今の話だと、借りるだけ借りて、最後はもう、亡くなったら基本的に住宅ローンって返済の義務がなくなるじゃないですか。もうそれで、じゃあ、逃げ切りで終わりですよって、これを行政として進めていいのかどうかっていうところもちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○久城委員長

安部建築物安全推進室長。

○安部建築物安全推進室長

今、都会のほうではコマーシャルもやってると思うんですけど、住宅を建てられるときに、そういう資金がない場合には、高齢者がお借りしやすいということでやっておられますので、こういうものも活用して進めていこうかということでは考えております。

○久城委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

分かりました。ちょっと注視していきたいと思いますので、今後ともよろしく願います。

○久城委員長

その他、ちょっとまだ御意見ございますので、ここで午後1時まで休憩させてもらって、土木部の皆さん、大変申し訳ありませんが、もう一回集まっていただいてよろしゅうございますでしょうか。（「はい」と言う者あり）

じゃあ、午後1時まで休憩といたします。

〔休 憩〕

○久城委員長

それでは、委員会を再開いたします。

土木部、その他についてですね。御意見まだございますので、お願いいたします。

五百川委員。

○五百川委員

今岡土木部長に聞きたいんですけどね、基本的に、島根の県土論の骨格として幹線道路というものを計画して、それを優先的にいろいろ道路計画をやってきておるわけですね。これは、国土論で言うならば、日本の中の島根県の存在感、存在意義っていうものを構築するとか、そういうものだと思うんですよ、私はね。そうしたときに、今後、島根県の県民のニーズが、過疎高齢化が進んでいく中で、だんだんだんだん、恐らくこんな幹線道路よりももっと身近なことに金を使ってくれと、出してくれと、こういうニーズが増えてくると思うんです。そうなったときに、要するに、今、島根県の道路行政っていうのは、こういう感覚でこういうことでやってるんだという、きちっと説明して、県民の納得を得ないけんと。じゃあ、どういうふうな説得の仕方をしようと思ってるのかっていうことを一つ。言にくいことを言うかもしれんけど。

もう一つは、どうしても身近なものっていうことは、どうしても維持工事が増えてくると、それに該当するものは、大体、県単だわね、ほとんどが。そうすると、これから公共事業が増えりゃあいいんだけど、公共枠っていうのは大体もう決まってる中で、要するに、県単のほう増やしてくるということは、財源の有効利用っていうことを考えたときに、今まで島根県もできるだけほとんど補助事業にまず振って、あと、県単を確保するというような感覚だったものが、県単を増やしていくということは、財源の有効利用っていうことを考えても、要するに、だんだん厳しくなってくる。いわゆる、島根県の公共というフレームがだわね、圧縮されてくることになるんだけど、その辺りについて、今岡土木部長も、これからもパッチングだろうと道路の維持・整備なんかもちょうとやりますよと、こう言っちゃられるけど、実際は、従来のそういう枠組みの中で工夫していくしかないんじゃないか、財政フレームを変えるっていうことは難しいんじゃないかと思うんだけど、どう思う。

○久城委員長

今岡土木部長。

○今岡土木部長

2つ御質問いただきました。言ってみれば、今後の道路整備の在り方について、住民の方からどういう説明をしていくのかということのところだったかと思っておりますけれども、これまでも、今も、道路のほうでは、島根の「つなぐ道プラン2020」という計画を策定いたしまして、その中でパンフレットなども策定して、広く県の道路整備の進め方・方針につきまして、御説明のほうをさせていただいております。また、それと併せまして、令和2年度に公共土木事業の実施方針というものも策定をいたしまして、めり張りのある公共事業の進め方について広く公開して、合意形成のほうを、皆様方に広くお伝えするような工夫をしまいたとところでございます。引き続き、今の計画といたしますのが10年間と

ということで、令和11年度までというところがございますけれども、次の道路整備の進め方、これについてもこれから、折り返し地点を越えましたので、その中できちんと検証して、県民の方にも納得していただけるような形で計画、方針のほうをつくってまいりたいというふうに考えております。

それと、もう1点、維持工事の関係でございます。五百川委員がおっしゃいますとおり、どうしても、今は、我々といたしましては、社会資本整備が遅れている本県におきまして、できるだけ交付金事業、それから補助事業のほうを活用、まずそれを優先して、公共事業の事業量を確保してまいったところがございますけれども、今後、先ほど申し上げました道路の骨格幹線といった事業も、目標といたしましては、令和11年には100%完了させるという目標で今進めておるところでございますけれども、そういったものがだんだんなくなって、新たな整備というのが少なくなっていく一方で、維持管理といったところもこれから、それはそれでしていかないといけないということがございます。そうした中で、やはり財源が厳しいというところは当然、今よりももっと厳しくなるということは将来予測できますので、これまで対象にならなかったような交付金事業が、国の交付金の対象にさせていただくように要望するとか、そういったことによりまして、できれば国の財源を有効活用して、これからも臨んでまいりたいと思っております。

また、一方で、今後人口が減っていくという状況もございますので、我々が管理していく公共施設というものを、全て一様に管理していくということは、なかなかこれから難しいと思っておりますので、そこら辺の、恐らく使われなくなった、使われることが非常に少ないような施設については統廃合していくとか、そういった工夫もこれからしていかないといけないのかなというふうに感じているところでございます。

○久城委員長

五百川委員。

○五百川委員

建物なんかは統廃合など、そういうことである程度は圧縮できる可能性もあるかなと思うんだけど、つけた道路は、要するに、一回舗装して中央線なんか引いた道路は、当然、これどんどん老朽化してきて、どうするかみたいになってくる。農家なんかも、同心円状に収縮してくりゃあええけども、過疎高齢化っていうのは農家が点在するわけですよ。そうなったときに、そういう道路なんかについても、何とかもうちょっと直してくれというようなことが起こってきたときに、要するに、今、今岡土木部長が言われるように、長寿命化ということを今後国の補助とか、交付金の対象に拡大してくれるのが期待できるのかっていう。それが期待できんだったら、結局、県単枠を広げるしかない。すると、結果的に、補助事業に使った財源をシフトせないけん。そうすると、島根県のいわゆる公共の枠組みっていうのは縮んでくるわけ。だから、これからどんどんやりますって言うけども、実は、県民のニーズに応えるとすればするほど、島根県の公共枠は圧縮されてくる。こうなってくると俺はちょっと思うんだけど、将来的には、それがカバーできるようなやり方なり、国の方針っていうのはあるんですか。いや、あると予想されますか。

○久城委員長

今岡土木部長。

○今岡土木部長

そうですね。ちょっと今の国の大きな方向性、課題等、そこら辺がまだ見通せない状況にございます。一方で、人口減少によって交通量が減っていくといったこともございまして、今、具体的には、道路の舗装の管理基準とかそういったものについては、交通量が少ない道路については、交通量の多い道路と少ない道路で、目標とします管理基準を実際変えてきておりまして、そういっためり張りをつけた管理をこれからもとにかくやっていく必要があるのかなと思っております。また、除雪とかそういったものについても、一律全路線除雪するというのではなくて、例えば家がこれ以上奥にはないような道路については冬季の除雪をやらないとか、そういったこともこれから必要になってくるのではないかなというふうに思います。

○久城委員長

五百川委員。

○五百川委員

これで終わりますけど、何となく思うのはね、結局、今後の県民ニーズとかを考えた場合には、いわゆる補助事業から県単事業のほうへ何かシフトせざるを得ないような形になっていきよるんじゃないかなと。けども、財政課から言うと、やっぱりあくまでも補助にシフトしたい。そうすると、結局今の県単枠の中でやりくりするしかないんじゃないかと俺は思ってるわけ。けども、耳障りのいいようにだわね、中央線とか、あるいは道端の草とか、こういうものをきちっときれいにしますと言ってるけど、そんなものは切りがないわけ、もう全県下。いや、そういうものをちゃんとやりますよっていうのはいいけど、それを実践すればするほど、県単枠を拡大するしかなくなってくるわけ。県単枠を拡大するっていうことは、補助事業に充てる原資がなくなってくるわけだから、非常にそういうふうに厳しくなってくる。今後それをどうしていくのか、国への要望もやらないかんだろうけども、県としてどういうふうにやっていくかっていうことは考えておく必要があると思う。どう思う。

○久城委員長

今岡土木部長。

○今岡土木部長

確かに、先生おっしゃるとおり、そういった維持管理に要する費用というのは、これからどんどん膨らんでくると思います。といいながら、全体としては予算枠というのは、当然なかなか増えることはございません。なかなか今、どうするということを私も答えはございませんけれども、そういった面も持ちながら、今後いろいろ部内のほうでも考えてまいりたいというふうに考えております。

○久城委員長

五百川委員。

○五百川委員

よろしく申し上げます。

○久城委員長

よろしいですか、五百川委員。

○五百川委員

はい。

○久城委員長

それでは、以上で土木部所管事項の審査及び調査を終了します。執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

委員の皆様は、そのままお待ちください。

〔執行部入替え〕

○久城委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより企業局所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、企業局長の挨拶を受けます。

高宮企業局長。

○高宮企業局長

久城委員長、野津副委員長をはじめ、委員の皆様には、平素から企業局の施策の推進につきまして御指導いただき、誠にありがとうございます。

先般10月28日に、大阪市内におきまして、島根県が開催いたします企業立地セミナーに私も参加をしております。県からは、知事、それから市町の首長さんが参加をされまして、近畿周辺の、主に大阪市中心ですけれども、近畿県内の企業70社の代表者等に、島根県の立地環境につきまして説明をしております。その後、レセプションがございましたので、私も個別に、江津の拠点工業団地のセールスに歩き回ったところであります。引き続き、団地の分譲の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、9月の定例の県議会の本委員会におきまして、次期経営計画の素案について提出をし、御意見をいただいたところでありますが、その後、パブリックコメントを実施いたしましたところ、特段の意見がございましたので、この後は、2月の定例県議会の本委員会に、修正をした最終案という形で案を提出をさせていただきたいと思っておりますので、その節は、また御審議のほどよろしく申し上げます。

本日は、報告案件1件、予定をしております。どうぞ御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○久城委員長

それでは、報告事項について執行部から説明をお願いします。

竹原工業団地整備室長。

○竹原工業団地整備室長

それでは、資料の1ページを御覧ください。安来市切川地区工業用地造成事業についてです。当事業の進捗状況について報告をさせていただきます。

1ポツの経過等を御覧ください。令和7年4月に、株式会社出雲村田製作所、安来市及び県の間で、造成事業基本協定書を締結。その後、同年4月に、詳細設計業務等に着手、6月に地権者62名と土地売買契約を完了させ、7月、設計等に関する地元説明会を開催したところです。10月には、同エリアが市街化調整区域内であるため、安来市において地区計画を策定し、11月に、都市計画法に基づく開発許可協議を開始したところです。この協議の完了めどといたしまして、令和8年1月下旬を予定しております。令和8年3月には、準備工事ではありますが、いよいよ工事に着手する予定としております。

続いて、2ポツの設計検討状況を御覧ください。(1)計画概要についてですが、造成

イメージ図を明示させていただいております。事業エリアとしては、安来市総合文化ホールアルテピアの高速道路を挟んだ南側に位置し、造成イメージ図、右上が高速道路側としており、主要地方道安来切川線に沿った形で計画をしております。エリアの北側沿いに水色で示させていただいております洪水調整池を配置し、企業側との調整により敷地内の北側を薄だいたい色で示させていただいておりますが、工場棟・厚生棟・設備エリア。南側を灰色で示させていただいておりますが、駐車場エリアとしております。

また、事業費については、県と企業で施工区分を調整中ではありますが、県で実施する地盤改良工事が当初想定より減額となる見込みとなっております。詳細については、令和8年度当初予算の中で説明を予定しております。

続きまして、(2) スケジュールを御覧ください。図に示しますように、表の4段目、令和8年3月の準備工事を皮切りに、1期エリア、2期エリアの造成工事に着手していき、令和12年度中の完成を目指しております。なお、造成地の企業側への引渡しについては、令和10年度中旬頃から企業側建築工事を想定し、2段階での引渡しを予定、令和10年中旬頃1期エリア、令和12年中旬頃2期エリアを引渡し予定としております。

造成イメージで説明しますと、工場棟・厚生棟・設備エリアが第1期エリア、駐車場エリアと北側、同じく薄だいたい色で表示しておりますけれども、北側の工場用地エリアを第2期エリアとしております。なお、このエリア分け、出入口等はおおむねの位置としており、今後、変更になる可能性がありますので、御承知おきください。

続きまして、3ポツ、その他を御覧ください。企業側の状況等を記述させていただいております。建築計画及び電子部品の生産品目は令和10年頃決定予定で、建物は、最短で令和12年頃完成予定というふうに聞いております。創業当初は、24時間3交代で、200名程度の従業員を想定とのことで、また、整備エリアは、下水道整備区域外であり、本来であれば合併浄化槽を設置し、排水基準を満たした上で直接河川に放流することとなりますが、周辺環境への影響等も考慮し、企業負担による区域外接続で公共下水道へ接続することとしております。

以上、報告となります。

○久城委員長

説明が終わりましたが、質疑等ございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、報告事項の調査を終了いたします。

その他、企業局に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いします。よろしゅうございますか。

それでは、以上で、企業局の所管事項の審査及び調査を終了します。執行部の皆様、お待たせいたしました。

〔執行部入替え〕

○久城委員長

それでは、防災部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、防災部長の挨拶を受けます。

伊藤防災部長。

○伊藤防災部長

失礼いたします。久城委員長、野津副委員長をはじめ、委員の皆様には、平素から防災

部所管の業務につきまして、御理解と御協力を賜りまして、感謝申し上げます。

さて、私のほうから、まず1点目といたしまして、これ、一部で報道がなされておりますけれども、昨日、11日になります。11日の夜に、航空自衛隊美保基地から、同基地に配備されておりますC2輸送機の部品が落下したとの連絡があつてございます。県のほうに報告があつてございます。

具体的には、その前の日、10日水曜日に、同機が小松基地から硫黄島基地、硫黄島基地から美保基地への飛行を次の日、11日、昨日でございますけれども、美保基地での機体の点検中に、長さ約70センチ、厚さ約3センチ、高さ約30センチ、重さ約1キロのアンテナの一部の落下が確認されたということでございます。

なお、現段階で落下に伴う被害は確認されておりませんし、当該飛行機につきましては、その飛行中、島根県上空を飛行していないということの説明を受けておりますが、県といたしましては、本日の午前中10時半過ぎに、原因究明と再発防止を電話で申入れをいたしております。

また、2点目といたしまして、原子力防災訓練についてでございます。主な訓練といたしまして、島根原発周辺の4市の住民が参加いたします住民避難訓練のほう11月9日、日曜日と29日、土曜日に実施いたしております。このうち県外への避難訓練につきましては、9日については安来市安田地区から岡山県の奈義町へ、29日には、松江市古志原地区から広島県の尾道市への訓練を実際に実施しております。また、今月の24日には、初動対応訓練の実施を予定いたしております。これは、行政関係者中心となって、通信訓練や手順確認等行うものとなっております。引き続き、実効的な訓練になりますよう準備を進めていくとともに、訓練の結果につきまして検証いたしまして、得られた訓練や課題等を踏まえまして、関係機関の連携の上、さらなる原子力防災体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

本日は、この後、付託議案といたしまして、防災部所管分に係る補正予算につきまして御説明をさせていただきます。本日は、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

私から以上でございます。

○久城委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された防災部に関わる事案は、予算案1件です。

それでは、予算案の審査を行います。第142号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いします。

吉川消防総務課長。

○吉川消防総務課長

それでは、資料は1ページでございます。第142号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算（第6号）のうち、防災部関係分につきまして御説明いたします。

総括表の中ほど、補正額（B）欄に記載しておりますけれども、防災部として900万円の増額補正をお願いするものでございます。次のページに、その内容を記載しております。消防総務課の消防職員、消防団員活動強化事業におきまして、島根県消防団員等の報賞金等に関する条例に基づく報賞金の支給としております。この条例でございますが、消

防団員等が職務を遂行したことにより、殉職または障がいのある状態になられた場合に、報賞金を授与することができるかとされているものでございます。今般、授与すべき事案が生じたことから、その所要額を措置するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等がございましたらお願いします。よろしゅうございますか。それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第142号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。よって、第142号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

この際、防災部全般に関して、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

五百川委員。

○五百川委員

ちょっと確認したいんですけど、結局、島根県全土が、ほとんど災害危険地域だと思うんですよ。だから、ソフトの部分については、どんどんやるのはいいかもしれんけど、ハードの部分については、私は、結局、優先順位を取ってみても、予算を考えてみても、まず、優先順位なんかどこを先にやっても、何であそこを先やるんだっていうことになってくるし、金額にしてもね、切りがないわけですよ。じゃあ、今後、ソフトの部分は、どんどんとそういうことを進めていく、ポテンシャルを高めていくっていうのは必要だと思うんだけど、現実、ハードの部分については、結局、じゃあ、どういう形で仮に今後動くんだといえば、例えば地震があったと、能登でああいうことがあったと。国は、そういう災害があるごとに、いろんな意味で問題提起を受けるわけですね。その中で、国として日本国中にこういう部分について、今後そういうことが起こったときに、何とか少しでも災害が未然に防げるようにやろうということで、国が事業をやっている。要するに、事業をやったり交付金を出したりするとかね。だから、県としては、ハードについては、基本的に国のそういう方針に従ってやると。今まであんまりやったことないかもしれんけど、県単なんかで俺は動く必要はないと。そんな、どげやったって問題になってくるわけだから。そういうふうなスタンスをちゃんと防災部は持つべきだと。非常にちょっとということ角があるけど、だけど、本音としてそうあるべきじゃないかと思うけど、どう思いますか。

○久城委員長

伊藤防災部長。

○伊藤防災部長

災害対策、どちらかというと防災部のほうはソフト対策を中心にさせていただいてますけども、ハードについては、やはり財源の問題とセットになりますので、やはり、そういったことを無視してはできないと思っておりますので、まず国費がしっかりつくものかどうか、さらには、その上で、どういった優先順位つくるのかっていうのは、やはり考慮し

ていかなきゃいけないと思っておりますので、そこは、必要性のところ、いろんな御意見もございますので、そこは、やっぱり財源も大きな要素ではありますので、そこも勘案して総合的にやっていくしかないのかなとは思っております。

○久城委員長

五百川委員。

○五百川委員

そう思いますわね。だから、それを、どこを先にやるっていうようなことは、優先順位なんか要らないと思うんですよ。だから、やっぱり、誰かを悪者にしないと動かさないからね。私は、国を悪者にしないといけない。例えば、地すべりとか急傾斜なんかは、これは土木、農林でやるわね。けども、防災部として、要するに災害を防ぐ立場としては、事前にこういうことをやるっていったときには、それはやっぱり、何かを基準に動かないかんわけ。それが、今伊藤防災部長が言われるように、国の動向っていうものを基準にしてやるべきじゃないか。あんまり県単ではね、下手に動く必要はないと俺は思うんだけど。

○久城委員長

伊藤防災部長。

○伊藤防災部長

ありがとうございます。

我々としては、防災部はソフトが中心になりますので、やっぱりある条件を前提に、現状でどういった形でまずは住民の皆さんの命、安全安心を守れるかということで、しっかり対応を取っていくことが基本でございますので、もちろんハード面はよくなるに越したことはありませんが、そこは、土木、農林含めて、五百川委員が今言われたようなことも考慮の上、対応していくべき問題だと思っております。

○久城委員長

よろしいですか、五百川委員。

○五百川委員

はい。

○久城委員長

ほかございますか。よろしゅうございますか。

それでは、以上で防災部所管事項の審査及び調査を終了します。執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○久城委員長

それでは、委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について御相談します。今回の委員長報告に当たり、特に折り込むべき事柄があれば御意見を願います。

〔「なし」と言う者あり〕

○久城委員長

ないようでしたら、委員長報告について正副委員長に御一任いただければと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、御異議ないようですので、そのようにいたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方がいれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。

次に、閉会中の継続調査事件についてですが、お配りした案のとおり、議長に申し出る
こととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、その他でございますが、8月25及び26日に実施しました県内調査の概要をタブレットに登録しておりますので、御覧いただきたいと思います。

本日の予定は以上ですが、ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、これをもちまして、防災地域建設委員会を閉会いたします。